

阪南市民病院次期指定管理者選定に係る仕様書等作成業務委託仕様書

1. 事業名

阪南市民病院次期指定管理者選定に係る仕様書等作成業務委託

2. 事業目的

令和7年度末に指定管理者の切り替え時期を迎える阪南市民病院について、市民への安定的な医療サービスの提供を目的として、次期指定管理者の公募に向けた条件整理及び関係資料の作成の支援等を行うことを目的とする。

3. 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(公募資料の作成支援) 契約締結の日から令和6年8月31日まで

(次期指定管理者選定支援等) 契約締結の日から令和7年3月31日まで

4. 業務内容

概要は次のとおりとするが、各項目の業務遂行にあたっては市の考え方を踏まえるとともに、発注者と綿密に協議するものとする。

(1) 指定管理者運営事業の現状の整理

指定管理者運営事業の現状について、次の項目の整理を行う。

- ア. 阪南市民病院の利用実績（入院・外来患者数や病床利用率、平均在院日数、患者紹介率・逆紹介率など）の5年間以上の経年整理
- イ. 阪南市民病院の収支実績、経営指標（医業収支比率、経常収支比率、職員給与費対医業収益比率など）の5年間以上の経年整理
- ウ. 阪南市民病院のサービス向上の取組状況

(2) 指定管理者運営事業の評価

指定管理者運営事業の現状について、次の項目に関して既存資料（業務状況説明書類等）を基に状況を整理し、現事業のこれまでの評価を行う。

- ア. 事業目的を達成していたか
- イ. 阪南市民病院が担うべき役割を果たしていたか
(政策的医療の提供状況、地域医療全体の質の向上に向けた役割など)
- ウ. 指定管理者の条件を遵守していたか
- エ. 安定的な経営・運営がなされていたか

(3) ニーズ調査の実施

民間医療機関や市民に対し、次期指定管理者運営事業に関して、ヒアリングやアンケートによりニーズ調査を行う。

- ア. 民間医療機関に対してのヒアリング候補先の抽出及びヒアリング項目の検討

イ. 市民に対して行うアンケートに関する項目の検討と実施

ウ. ヒアリングやアンケートを通じた、次期指定管理者運営事業についてのニーズの整理及び分析

(4) 民間医療機関意向調査の実施

民間医療機関に対し、次期事業への参画意向を確認する。具体的には以下のとおり実施する。

ア. ヒアリングに際し提示する、事業スキームや公募条件等（以下、「事業スキーム等」）にかかる説明資料の作成

イ. ヒアリングの実施を通じた事業スキーム等にかかる意見や参画意向の把握

(5) 指定管理者運営事業の課題と改善策の検討

上記（2）（3）（4）を踏まえ、現指定管理者運営事業の課題を抽出するとともに、次期指定管理者運営事業に向けた改善策を検討する。

(6) 次期指定管理者運営事業の事業スキーム等の検討

次の項目を中心とした事業スキーム等について検討を行う。

ア. 事業期間

イ. 次期指定管理者運営事業の業務範囲及び市と指定管理者との役割分担

ウ. 市と指定管理者とのリスク分担の検討

エ. 費用に関する事項（指定管理料の金額や支払時期、指定管理者負担金の有無及び具体的内容）

オ. 収入の一部納付にかかる考え方の整理

(7) 公募資料の作成等支援

上記（1）から（6）を踏まえ、次期指定管理者の選定に向け、公募資料の作成、選定審査、協定締結等を支援する。

ア. 募集要項や協定書、様式の検討

※ 協定書は、現指定管理者運営事業の協定書を基に変更点を検討し、反映させる。

イ. 公募手続き・スケジュール等の検討

ウ. 次期指定管理者選定支援（選定委員会委員候補者の検討・選出等）

エ. 指定管理者との協定締結の支援等

5. その他

(1) 受注者は、本業務で知り得た事項及び情報等を、履行期間終了後も含めて他に漏らしてはならない。また委託の範囲を超えて利用しないこと。

(2) 本業務を適切かつ円滑に実施するため、業務着手時及び実施中における協議、打合せを綿密に行うこと。

(3) 本業務には十分な知識と経験を有する者を配置すること。

(4) 仕様書に記載のない事項及び業務上疑義が生じた場合は、発注者と受注者の協議により事業を実施するものとする。